

宿泊税制度に関する基本方針（案）に対する意見提出書

お 名 前	島根県知事 丸山達也 （担当所属：政策企画局政策企画監室）
ご 住 所	松江市殿町 1 番地
電 話 番 号	0852-22-6061, 6507

【御意見記入欄】

該当箇所 (ページ)	意見内容
基本方針（案） (1 P)	1. 法定外目的税である宿泊税導入の目的が、観光戦略プラン実現のための安定的な財源の確保であれば、観光目的の宿泊者のみから徴収すべきと考える。 通院やビジネス等といった目的なのか、それとも観光目的なのかを客観的かつ簡便に判別することが難しいのであれば、現実的な対応として、通院やビジネス等での利用を想定して免税点を設け、観光目的以外で宿泊した方に対して、税負担を回避できる余地を作るべきである。 2. 基本方針（案）の「4 免税点の考え方」において、「課税の公平性」の観点と「徴収の便宜」の観点から免税点を設けないとされているが、免税点を設けない理由として十分な説明になっていない。 (1) 課税の正当性について 目的税は、充当する経費を特定し、その経費の受益等を有する者に負担を求めるものであり、使途を観光振興とする以上、観光目的で宿泊する者に課税すべきである。受益がない者からも一律に徴収することは、課税の公平性以前に、課税の正当性に欠ける。 (2) 行政サービスの享受について 宿泊者は行政サービスを一定程度享受するとされているが、通院やビジネス等の宿泊者が、目的税を課すだけの通常を超える行政サービスを受けているとは考えられない。 宿泊施設の利用者が受ける行政サービスについては、固定資産税、市民税、上下水道料金等を負担している宿泊事業者が料金に転嫁しており、通常の行政サービスを受けているというだけでは、目的税を課す根拠にならない。 (3) 消費力について 交通その他の事情から、通院、出産等のために宿泊せざるを得ない人々を、消費力のある人（贅沢できる人）とみなして宿泊税も払えるはずだという考え方は理解できない。 (4) 徴収の便宜について 特別徴収義務者となる宿泊事業者は、新税の税收による施策の充実等の恩恵を受けるのであるから、そもそも一定の事務を負担することはやむを得ない。 宿泊目的の厳密な判別が困難な中、簡便な手法として免税点を設けることとした場合、これに伴い生じる事務負担は、受忍の範囲内である。（仮に報告書 22 ページに記載されている特別徴収交付金が交付されるのであれば、事務負担の対価は支払われているものとする。） 宿泊事業者の事務負担を理由として免税点を設けることすら行わないのは、納税者の納得を得るという観点が欠如しており、問題である。